

鮮魚市場専有施設内整備等利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱

(通則)

第1条 鮮魚市場専有施設内整備等利子補給及び信用保証料補助(以下「補助金等」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金等は、関連店舗棟の建替えに伴い移転する鮮魚市場の関連事業者のうち、移転に際し必要な専有施設内の整備等のために金融機関から融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、補助金等を交付することにより、鮮魚市場の機能更新・向上事業を推進するとともに、移転に伴う経費負担を軽減し、経営基盤の安定を図り、もって市場の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「専有施設」とは、市長が鮮魚市場の関連事業者に対して施設使用の許可をする市場施設をいう。

(対象者)

第4条 この要綱による補助金等の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、鮮魚市場の関連事業者のうち、関連店舗棟の建替えに伴い、鮮魚市場内で移転する者とする。なお、本補助金等の対象者は公募により募集する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とししないものとする。

- (1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者(市長が特に認める場合を除く。)
- (2) 福岡市暴力団排除条例(平成22年条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者
- (4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金等からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金等の交付を受けようとする者に対し、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(対象融資及び融資限度額)

第5条 この要綱による補助金等の交付対象となる融資(以下「対象融資」という。)は、次の各号に掲げる金融機関から受けた融資とする。ただし、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに融資の実行を受けたものとする。

- (1) 銀行法(昭和56年6月1日法律第59号)の規定による銀行
- (2) 信用金庫法(昭和26年6月15日法律第238号)の規定による信用金庫

(鮮魚市場専有施設内整備等利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱)

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）の規定による信用協同組合
- (4) 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年 6 月 1 日法律第 74 号）の規定による商工組合中央金庫
- (5) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）の規定による日本政策金融公庫
- (6) その他市長が認める金融機関

2 補助金等の算定対象となる対象融資の限度額は 2,000 万円とする。

(対象事業)

第 6 条 この要綱による補助金等の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専有施設における内部造作
- (2) 専有施設における冷蔵・冷凍庫、加工処理設備、衛生設備等の整備
- (3) 専有施設において使用する備品等の購入またはリース
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利子補給の交付額)

第 7 条 利子補給の交付額は、対象者が金融機関に支払った対象融資に係る利子相当額（ただし、延滞利子相当額は除く。以下同じ。）とする。ただし、対象融資の融資利率（以下「融資利率」という。）が年 1.65%を超える場合は、年 1.65%で計算した額とする。なお、算出した利子補給の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する利子相当額は、対象融資の融資を受けた時点の融資利率に基づき元金均等方式により返済するものとして計算した額とする。

(信用保証料補助の交付額)

第 8 条 信用保証料補助の交付額は、対象者が対象融資を受けた際に信用保証協会に支払った信用保証料の 2 分の 1 の額とする。なお、算出した信用保証料補助の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の交付対象期間)

第 9 条 利子補給の交付対象となる期間は、対象融資の融資を受けた日から返済が終了する日までとする。ただし、融資を受けた日から 5 年間を限度とする。

(信用保証料補助の交付対象期間)

第 10 条 信用保証料補助の交付対象となる期間は、対象融資に係る信用保証を受けた日から信用保証料の支払いが終了する日までとする。ただし、信用保証を受けた日から 5 年間を限度とする。

(補助金等の申込み及び通知)

第 11 条 補助金等の交付を受けようとする者は、融資決定後速やかに鮮魚市場専有施設内整備等利子補給兼信用保証料補助申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 返済予定表の写し
- (2) 信用保証決定のお知らせ又は信用保証書の写し
- (3) 整備等に要した費用に係る領収書等（写しも可。）
- (4) 法人の場合は役員名簿（様式第 1 - 2 号）
- (5) 個人の場合は同意書（様式第 1 - 3 号）
- (6) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査して補助金等の交付の可否を決定し、鮮魚市場専有施設内整備等利子補給兼信用保証料補助決定（却下）通知書（様式第 2 号）により当該申し込みをした者に通知するものとする。

(返済方法等の変更)

第 12 条 前条第 2 項の規定により補助金等の交付を行う旨の決定を受けた者が返済方法等に変更があった場合は、速やかに鮮魚市場専有施設内整備等利子補給兼信用保証料補助変更届（様式第 3 号）に変更内容の分かる資料を添付し、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容について確認を行い、鮮魚市場専有施設内整備等利子補給兼信用保証料補助変更確認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。なお、以下各号の変更事由が生じた場合には、補助金等の交付対象期間及び金額を変更するものとする。

- (1) 全部返済があった場合、補助金等の交付対象期間は実際に返済または支払った日までとする。
- (2) 一部返済があった場合は、補助金等の交付対象期間は新たに設定する返済期間とし、補助金等の額は新たに設定する返済期間及び返済額等に基づき再度算定した額とする。
- (3) 履行延期があった場合は、補助金等の交付対象期間及び額は当初に決定した期間及び額を限度とする。

(利子補給の交付申請)

第 13 条 第 11 条第 2 項の規定により利子補給金の交付を行う旨の決定を受けた者が、利子補給の交付を受けようとするときは、鮮魚市場専有施設内整備等利子補給交付申請書（兼実績報告書）（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する融資残高証明書又は 2 月末日における当該融資残高の状況が分かるもの
- (2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による交付申請は、原則として 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間に支払った利子相当額に対する利子補給について当該期間の翌月である 3 月 1 日から 3 月 15 日までに申

請するものとする。ただし、返済の最終年度については、その限りではない。

(利子補給の交付決定)

第14条 市長は、前条の規定により鮮魚市場専有施設内整備等利子補給交付申請書(兼実績報告書)の提出があった場合において、当該申請を審査し、利子補給の交付を適当と認めるときは、当該申請者に対し、鮮魚市場専有施設内整備等利子補給交付決定通知書(様式第6号)によりその旨を通知し、利子補給を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、利子補給の交付を不適当と認めるときは、当該申請者に対し、鮮魚市場専有施設内整備等利子補給交付却下通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。

(信用保証料補助の交付申請)

第15条 第11条第2項の規定により信用保証料補助の交付を行う旨の決定を受けた者が、信用保証料補助の交付を受けようとするときは、鮮魚市場専有施設内整備等信用保証料補助交付申請書(兼実績報告書)(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 信用保証料を支払ったことを証する書類
- (2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による交付申請は、第13条第2項に準ずる。

(信用保証料補助の交付決定)

第16条 市長は、前条の規定により鮮魚市場専有施設内整備等信用保証料補助交付申請書(兼実績報告書)の提出があった場合において、当該申請書を審査し、信用保証料補助の交付を適当と認めるときは、当該申請者に対し、鮮魚市場専有施設内整備等信用保証料補助交付決定通知書(様式第9号)によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、信用保証料補助の交付を不適当と認めるときは、当該申請者に対し、鮮魚市場専有施設内整備等信用保証料補助交付却下通知書(様式第10号)により、その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し又は変更及び補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は変更し、又は既に交付した補助金等の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第2項の各号いずれかに該当することが判明したとき
- (2) 虚偽その他の不正な手段により、補助金等の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 前号に規定する場合のほか、第2条に規定する目的に反すると認められる事実が明らかになったとき
- (4) 借入期間又は金額の変更等の理由により、支払った信用保証料の返還を受けたとき

(鮮魚市場専有施設内整備等利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱)

(関係書類の整備)

第 18 条 補助金等の交付を受けた者は、当該対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等は、事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、補助金等の申込期限は令和 6 年 3 月 31 日までとする。